会計	繰越	検算	転記		
(た)	(た)	(✓)	(ホ)(ワ)(せき)		○ ○

(その1)

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

（ふりがな）　たくしょうかい

1　政治団体の名称　拓翔会

2　主たる事務所の所在地　~~東京都新宿区水道町１－２４~~ 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館311号室

3　代表者の氏名　~~杉山晋輔~~ 宮路拓馬

4　会計責任者の氏名　佐武　俊彦

5　平成　２６　年分

団体コード	1	2	6	0	0	8	5	9	2	0	0	0	1	1
前年繰越額													0	円

事務担当者の氏名　進藤慶子

電話番号　03-3508-7206

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　□ ~~無~~
公職の種類　衆議院議員（現）・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　宮路拓馬

国会議員関係政治団体の区分
［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　宮路拓馬 ~~宮地正介~~
公職の種類　衆議院議員（現）・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成 26 年 12 月 25 日 から
平成 26 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 26 年 11 月 20 日 から
平成 26 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付 27.6.25 収支公開室 第　号

3167号 27.5.27 東京都選挙管理委員会 事務局

受付	審査	確認	消込

2117　130570

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	694,828
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	694,828
支　出　総　額	74,000
翌年への繰越額	620,828

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	260,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0 ~~434,828~~	
(ｳ) 政治団体からの寄附	434,828	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	694,828	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	694,828	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	渡辺善敬	100,000	H26/12/4	大分県大分市舞鶴町1-8-5	地方公務員	
2	森本哲司	10,000	H26/12/4	香川県高松市茜町2-40-903	地方公務員	
3	森川世紀	30,000	H26/12/5	京都府京都市左京区下鴨北芝町27-4-103	地方公務員	
4	福田直	10,000	H26/12/5	東京都北区赤羽台2-2-1-1307	国家公務員	
5	安藤高広	10,000	H26/12/11	栃木県宇都宮市下戸祭2-5-3-102	地方公務員	
6	小泉征一郎	100,000	H26/12/26	神奈川県鎌倉市今泉台6-11-4	弁護士	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
	合計	260,000				

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	2. 法人・その他の団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	和政会	434,828	H26/12/26	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館311号室	宮路和明	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附					
	合計	434,828				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
和政会	434,828	H26/12/26	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館311号室	宮路和明	
その他の寄附					
合計	434,828				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	74,000		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	0		
小計	74,000	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	0	0	
合計	74,000		

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年　5月　27日

政治団体の名称　拓翔会

会計責任者の氏名　佐武　俊彦　佐武

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２７年５月２６日

拓翔会
代表者　宮路　拓馬　殿

登録政治資金監査人　杉山靖夫
登　録　番　号　第　１　２　１　８　号
研修終了年月日　平成２０年１１月１４日

１　監査の概要

（１）　私は,政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、拓翔会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等　領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、拓翔会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規

定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

拓翔会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以上